

# 村が開発資金を調達する ——南インド村落の組織力——

重富 真一

「ピンハネ」……インドの村で聞き取りをしていて思いついたのは、いささか不穏当なこの言葉であった。インドの村は、領域内で起こる経済活動から巧みに資金を調達し、村のインフラ整備などに充てていた。

## ●上前をはねる村

私が初めてインドの農村を尋ねたのは、二〇〇六年のことである。アンドラ・プラデッシュ（AP）州の州都、ハイデラバ



写真1：ピンディプロルー村の入り口に立つ塔。鎌とハンマーの図柄が見える（2006年10月、筆者撮影）

ドから二〇〇キロほど北東に位置するピンディプロルーという村（以下、P村）に、その村を以前から調査していた研究者、アキナ・ヴェンカテスワールさんの案内で訪れたのだった。

この村の入り口には、赤い二つの塔が立っていて、そこに鎌とハンマーが描かれている（写真1）。いうまでもなく共産党のシンボルである。私達を迎えてくれた村のリーダーは、多くが共産党リーダーでもあった。第二次大戦後まもなくの頃まで、村には大きな地主がいて、現リーダーの親世代が武力で地主を追放したという。地主の家は今も空き家のまま残り、それはかつての権勢を忍ばせるに十分な造りであった。その後この村は共産党の活動拠点であり、一時期は警察が取り締りのために常駐していたという。逮捕

された活動家も多数に及んだ。

これまで私はタイなど東南アジアの農村住民組織について研究してきたので、村に来るとまず気になるのは住民の組織活動のことである。村のリーダーからP村の開発について聞いてみると、学校を建てた道路を造ったと、初めから終わりまでインフラ整備の話であった。驚いたのはその原資である。P村で酒を売ろうとする業者から、村がコンセッション料を徴収したという。こうして住民が用意した資金に対し、政府が追加補助をする制度があつて、インフラ整備の資金ができたのだった。

一九八〇年代、AP州では酒の独占販売権を県ごとに特定の業者に与えていた。P村はそうした権限を得て村で酒を売ろうとする業者に対して、二つの条件を突きつけた。ひとつは、「我が村内で酒

を売りたいければ、村に金を払え」というもの。もうひとつは、「村のなかで売る酒の値上げを認めない」というものであった。業者からすれば州政府から独占的な販売権を与えられており（そして州政府にコンセッション料を払っており）、こうした村の要求に応じる義務はない。警察まで使つて販売を強行しようとしたが、村人は九〇日に及ぶ酒購入ボイコットを敢行し、ついに前記二つの条件を業者に飲ませたのである。

地主や国家権力に対する激しい闘争経験を引き継ぐ村のリーダー達は、業者の儲けの上前をはねて村の基金を作り、村の公共事業につき込んだのだった。

## ●村の基金管理

それから六年経つて、再びインドの農村を調査することになった。今回は、本特集のもととなった共同研究会の調査である。下準備で読んだ本のなかにロバート・ウェード（Robert Wade）*Svilage Republics*（Cambridge University Press, 1986）があつた。

ウェードは一九八〇年代半ばに、AP州のコタパレという村に

住み込み、そこでの共同資源管理活動を活写した。それによると、村人が村の基金を作り、その金で灌漑水利の管理人や農地監視員（農作物の盗難や家畜の農地侵入監視）を雇用していた。基金の資金源のひとつは、作物（稲）の収穫後に村にやってきて放牧をする羊飼いかから取るコンセクション料である。村は放牧を希望する羊飼いを集めて入札を行い、最も高いコンセクション料を提示した者に村内での放牧を認める。落札した羊飼いは、放牧を希望する村人から放牧料をとる。村人が金を払ってでも羊飼いを招くのは、羊の落としていく糞が農地を肥やすからである。

酒販売業者と羊飼いと違うのはあるものの、P村とやり方は同じではないか。私はこの村に行ってみたくなり、二〇一二年九月初旬、私はアキナさんとともにコタバレ（本名・カリマテラ村、以下K村）を訪れた。

村のリーダーから聞き取りをするうち、もうひとつの資金調達方法に話しが及んだ。それは農産物の計量に際して徴収するものである。村の農家が農産物を商人に売るときには、村が指定した計量人

が立ち会って、その計量器を使わねばならない。村の行う入札でもっとも高いコンセクション料を提示した村人が計量人に任命される。そして計量人は、取引される農産物の種類ごとに村が定めた手数料を、農産物の売り手から徴収する。

この方法はウエードの本に出てこない。それは、当時まだ行われていなかったからである。リーダーによると、道の改修など村として必要な出費が増えてきたために、新しく導入したという。酒の販売に対するコンセクション料が、州政府の政策転換でとれなくなったという事情も背景にある。つまり、K村はそのニーズやチャンスの変化に応じて、「取れるところから取る」という対応をしてきたのだろう。

### ●独占を作り出し、レントを取る

P村とK村に共通する共同行動は、「コンセクション料をとる」という点である。コンセクション料は、酒販売業者と村人、羊飼いと水田所有者、中間商人と農家といった個別経済主体間の取引から徴収されている。こうした取引に村が介入し、一種の独占的状况を

作り出す。つまり、酒の販売業者が村で酒を売るのが村が規制する。羊飼いが羊を連れて村に入るのを村が管理する。農産物の売買を村の管理下におく。こうして独占的状况が作られると、そこに独占利潤が発生する。その一部を村が取って、共通の資金プールに入れているのである。村が村人の経済活動に対して課税していると

いってもよからう。コンセクション料は、羊放牧の場合であれば羊飼いと水田所有者が、農産物取引の場合であれば商人と農家が、結果的には負担していることになる。村が独占的状况を作り出さなければ、水田所有者が羊飼いに払う放牧料は下がり、農産物の販売価格は上がる可能性が高い。P村における酒の販売については、村が価格への転嫁を認めなかったため、酒販売業者が得ている独占利潤の一部が村に入っているということであろう。こうして獲得した資金は、公共事業（学校、道路、水道、寺などのインフラ整備）や公共サービス（灌漑管理人や農地の監視員の雇用）に使われていた。水田所有者や農家が村のなかで比較的裕福な層だとすると、そうした層から集めた

金が道路など村内下層も裨益するインフラ整備に使われているのであれば、これは一種の所得再配分である。

### ●K村の自治組織

ところでK村の村落基金を管理しているのは、村落評議会という組織である。これは古くからある組織だそうで、現地語の名前を直訳すると「村の長老会」となる。インド村落史の本には、かつて村落内でもめ事があると、同じカーストのなかならばカースト評議会が、カーストを超えたものは村の評議会が調停した、と書かれている。おそらくそうした評議会がより現代的な機能をもつようになっていこう。ちなみにK村評議会のメンバーは八人で、そのうち五〇歳以上は二人だけだから、「長老」会議という趣はもはやない。ただし評議員のうち六人が上級カーストの人で、これは村のカースト別人口構成に比べると上級カースト出身者に偏っている。上級カーストによる村落運営という性格は、今も残っているといえよう。

K村でのインタビューは、この村落評議会のオフィスで行われた。





写真 2: K 村の村落評議会オフィスでの聞き取りは、大勢の村人で行われた (2012 年 9 月、筆者撮影)

舞台のような奇妙な造りのオフィスで、会合の様子が「舞台上」から一目瞭然になる。我々が村のリーダーに聞き取りを始めたときも、あつという間に人だかりができた (写真 2)。村落評議会の会合も、このように衆目の見守るなかで行われるのだそうだ。

じつは K 村は、それ自体が集落 (ハビテーション) であると同時に、ひとつの行政村 (村落パンチャヤット) でもある。村リーダーへのインタビューが終わった後、村内を見学させてもらっていたら、案内役の村人が、「ここにかつてパンチャヤットのオフィスがあった」と教えてくれた。数年前に壊れて、そのままに放置してあるのだそうだ。村落評議会の立派

なオフィスと好対照をなしている。ウェードは村落評議会について、「国家ではなく村人自身によってエンパワーされていて、国家にはみえない存在である」と書いている。村人の公共空間、共同を取り仕切っているのはパンチャヤットではなく、(国家からすれば) 非公式な存在の村落評議会なのである。

### ●インドの村落行政と自治の制度

ここでインドの村落行政制度について簡単に触れておきたい。K 村は集落とパンチャヤットが一致していると述べたが、インド全体をみると集落の数はひとつの村落パンチャヤットに対して六・七六 (二〇一二年の統計) だということなので、多くの場合、複数の集落が同じ村落パンチャヤットに含まれている。通常、中心になる集落の名前がそのままパンチャヤットの名前にもなるから、村の名前を見聞きたときには、それがパンチャヤットを指すのか、集落を指すのかを区別しなければならない。村落パンチャヤットには政府が法律で定めた自治の制度がある。村内はワードと呼ばれる地区に分けられていて、各ワードから選ば

れた代表の議会がある。また選挙で選ばれた長がいる。そして定められた間隔と回数で、住民全体の集会 (グラムサバー) が召集される。このように村落パンチャヤットには住民の意見を吸い上げ、意思決定をし、それを実行するための組織と制度がある。

一方、集落の方はどうであろうか。K 村の場合、集落にも評議会という自治の制度があったが、こうしたケースはどこにも見られないわけではない。ウェードが調査した K 村周辺の三一集落のうち、評議会があるのは一三だけであった。集落に自治の制度がなければ、集落を単位として共同活動を組織するのは難しくなる。

### ●自治機構を住民が作る

その点で、今回私が訪問したもうひとつの村、ガンガデヴィパリ村 (G 村) の事例は興味深い。この村も A P 州の村で、そのめざましい開発実践ゆえに大臣が訪れるほど有名になった。いまこの村は集落でひとつのパンチャヤットを構成しているが、一九九四年までは別の集落に代表されるパンチャヤット内の一集落にすぎなかった。集落内のまとまりも悪く、一

九八〇年代の初めまで、村人間のもめ事があっても、調停役の村人が当事者から供託された金を飲み食いに使ってしまうような状態であった。本来ならばめめの裁定が下った後に、正当と認められた側に払われるべき金である。

こうした集落の状況を何とかしようと、当時の青年リーダーが初めて行ったことは、尊敬される年長の村人を担いで、新しい調停の場を作ることであった。供託金を私的に消費しないのはもちろん、その一部をとっておいて、村の街灯が切れたときに電球を買う代金としたのである。そこでこのグループには、「調停および街灯委員会」と奇妙な名前が付けられた。この事業で村人の信頼を得た青年リーダーは、次に村落開発評議会 (Village Development Council) なるものを立ち上げた。こうしてこの集落には、調停と街灯だけでなく、集落の自治全般について協議する組織・制度ができた。政府からは集落レベルの自治機構が与えられず、K 村のような伝統的な村落評議会も存在しない G 村のようなどころでは、住民自ら自治の制度を作るしかない。

その後、リーダーと村落開発評

議会は、村人が飲み水の確保に苦  
勞している問題を解決すべく、村  
人から資金を募り、さらにNGO  
からも資金を得て、上水タンクと  
施設を建設した。独立のパンチャ  
ヤットとなった後も、集落として  
の自治機構は健在である。たとえ

ばこの村の諸委員会は、すべてパ  
ンチャヤットではなく、集落の自  
治機構の一部として運営されてい  
る。パンチャヤットの下に入ると、  
柔軟な運営ができなくなるから  
だそうである。上水道の利用者  
からとる水道料金は、集落の基金  
とされていて、それが上水供給だ  
けでなく、集落全体の必要に応じ  
て支出される。またパンチャヤッ  
トとして定められているグラムサ  
バーとは別に、集落としてのグラ  
ムサバーが開かれる。パンチャ  
ヤットの村民集会は、その議題ま  
でが政府によって指示され、開催  
時間も住民が集まりにくい昼間と  
指定されているから、不便の上  
ない。そこで集落のグラムサバー  
が、夜に開かれる。

村のリーダーによれば、パン  
チャヤットになったことのメリッ  
トは、集落が政府によって認知さ  
れるようになり、政府の補助金が  
集落にまで届くようになったこと

だという。言い換えれば、パン  
チャヤットの中心集落ではない集  
落では、行政村としての自治制度  
も外部資源の受け皿としての機能  
も働かないということである。

### ●村の強制力

三つの村はそれぞれじつに上手  
に経済機会をみつけて資金を獲得  
し、それを村落の開発に使ってい  
た。P村の印象が強かったので、  
はじめは村が外部の商人などと  
「闘つて」資金を取ってきたとい  
うイメージをもったのだが、よく  
考えてみると、こうした方法が成  
功するポイント、村人を村の決  
定に従わせること、共同行動から  
逸脱させないことである。酒の購  
入をポイコットする、農産物を勝  
手に売らない、といった村の合意  
になぜ村人達は従うのだろうか。

ウェードの本には、「K村の  
人々には「村への帰属意識など無  
い」と書いてある。実際、村人が  
水管理に出役すると公平公正な管  
理ができなくなるというし、農地  
監視員を雇うのも、ひとつには村  
人自身による盗難を防ぐためであ  
る。どうも信頼関係の厚い村のよ  
うにはみえない。

二〇一二年にP村を再訪したと

き、私が聞いてみたかったのはま  
さにこの点であった。どうやって  
酒のポイコットを村人に守らせる  
ことができたのか、である。私の  
質問を聞いた村リーダーは、に  
やつと笑つて、「守らなければ叩  
かれる」と答えた。実際に叩かれ  
た村人はいなかったようだが、も  
し本当にポイコット破りが出たと  
きには、リーダーは暴力を辞さな  
い構えでいたらしい。一度、酒を  
売ろうとした村人が出たので、そ  
の村人に強い警告をしたそうで、  
それ以後は問題がなくなった。こ  
の村の歴史を振り返るとき、暴力  
による制裁は住民にとって現実味  
のあることだったのだろう。

G村でも一九八〇年代に「村内  
および周辺で酒を売らない」とい  
う合意をしたことがある。その  
時、合意を破った村人は、酒を蒸  
留する瓶を頭に被せられ、村内を  
歩かされたそうである。これは相  
当にきつい制裁といえるだろう。

ウェードのいうように、インド  
の村に「まとまり意識」のような  
ソーシャルキャピタルが希薄だと  
しても、「強制力」というソー  
シャルキャピタルがあるので、東  
南アジアの村ではあまりお目にか

からないものである。カーストに  
よって住民が社会階層に区分さ  
れ、上下の社会関係がはっきりし  
ていることが関係しているのだら  
うか。インド研究者ではない私に  
は、インド農村にあるこの力の源  
がどこにあるのか、想像を働かせ  
ることができない。

### ●三つの村にみる共同行動の型

三つの村を訪問して、私は人々  
の共同行動の現れ方に、三つの特  
色をみたように思う。まず、村人  
と外部の商人などとの間で行われ  
る経済取引や施設（灌漑水路や上  
水道施設）利用において村が独占  
的な環境を作り出し、それによつ  
て生まれる利潤の一部を村として  
プールして、公共事業や公共サー  
ビスのために使っているというこ  
と。次に、こうした共同活動が組  
織されるのは、村落パンチャヤッ  
トではなく集落という社会単位で  
あるということ。そして最後に、  
こうした資源獲得―運用型の共同  
は、村人に対する何らかの強制力  
に裏打ちされているらしいこと、  
である。

（しげとみ しんいち／アジア経済  
研究所 地域研究センター）